明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五一）　一
〔告　示〕
○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（国土交通一一七五）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構入札、独立行政法人都市再生機構、平成二十一事業年度財務諸表（年金積立金管理運用独立行政法人・独立行政法人農業環境技術研究所）、特定計量器型式承認、税理士登録者関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省　令

○国土交通省令第五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の八及び第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項第二号中「営業年数」を「営業継続の状況」に改め、同項に次の二号を加える。

七　建設機械の保有状況

八　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

第二十一条の六第二号中「次号、第四号及び第二十一条の八第四項において」を「以下」に、「定めて通知する」を「定める」に、「基準に照らし、真正なものでない疑いがあると認める」を「確認基準に該当する」に改める。

第二十一条の六第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十四による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

第二十一条の六第五号の次に次の一号を加える。

六　第四号の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

イ　登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二十一条の九第一項中「別記様式第二十五号の十四」を「別記様式第二十五号の十五」に改める。

別記様式第二十五号の十一の別紙三を次のように改める。